

令和7年12月1日

都道府県計量行政関係部局
特定計量証明認定機関
独立行政法人製品評価技術基盤機構
一般社団法人日本環境測定分析協会

御中

経済産業省 イノベーション・環境局 計量行政室

認定特定計量証明事業者の認定更新等の取扱いについて

日頃より計量行政への御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、平成16年10月1日付け経済産業省産業技術環境局知的基盤課から通知された「特定計量証明事業者の認定更新の取り扱いについて（連絡）」については、適合性評価機関の認定を行う組織に対する国際規格が制定されるなど特定計量証明事業者認定制度に係る環境変化を踏まえ、更新手続きをより円滑に進めるため、件名を改め、その内容について下記のとおり全部を改正することとします。

記

1. 認定特定計量証明事業者は高度な分析能力及び信頼性が要求されるものであることから、計量法（平成4年法律第51号）第121条の2の認定（以下「認定」という。）又は第121条の4第2項の認定の更新（以下「認定の更新」という。）にあたっては、適合性評価機関を認定する組織に対する要求事項を定めたJIS Q 17011（ISO／IEC 17011）に準じた認定プロセスに従って審査を行う。
2. 認定の更新の審査にあたっては、3年間の特定計量証明事業の実績として残されている記録等についても確認する。
3. 特定計量証明認定機関が指定されている場合、認定の更新を受けようとする者は、その認定の申請先にかかわらず、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）又は特定計量証明認定機関（以下「認定機関等」という。）に認定の更新に係る申請をすることができるものとする。
4. 認定機関等は、認定の更新に係る審査期間を考慮し、認定特定計量証明事業者が支障なく継続して事業を実施できるよう認定の有効期間が満了する日の1年前から認定の更新の申請を

受け付けることとする。また、認定特定計量証明事業者においては、認定の有効期間が満了する日の5か月前までに認定の更新を申請することを推奨する。

5. 認定の更新の有効期間は、認定の満了の日の翌日から起算して3年とする。

6. その他

(1) フォローアップ調査

特定計量証明事業者認定制度の信頼性を確保するため、認定特定計量証明事業者が継続的に適切な工程管理や操作マニュアルに従った処理を行っているかについて、当該特定計量証明事業者を認定した認定機関等が確認を行うためのフォローアップ調査を行う。ただし、認定特定計量証明事業者が、その認定された事業の区分と同一の事業に対するJIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) の認定を受けている場合は、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) への適合を確認されている項目については、当該フォローアップ調査の内容を簡素化することができる。

(2) 技能試験に係る情報の提供

認定特定計量証明事業者の技術的能力が一定水準以上に保たれていることを確認するための技能試験については、認定機関等が当該技能試験の例を公表する。